

ストレスチェックの義務化、 化学物質管理の強化への対応

産業安全委員会では、電子業界における事業場の産業安全課題に対応し健全な発展を図るため、事業場の安全維持の施策に関する普及活動、実施方策の意見交換、産業安全に関わる法規制動向に関する情報発信のほか意見交換や提言などの活動を行っております。

産業安全に関わる事業場内外での安全確保、向上への対応活動につきましては、会員企業の進める安全事業の情報共有のほか、関連情報の提供等を通じた業界の安全意識のさらなる向上を果たすことを推進しております。

ご高承の通り、ストレスチェックの義務化、化学物質

管理の強化等は、労働安全衛生法の改正に伴い、平成26年6月25日に公布、ストレスチェックの義務化は平成27年12月1日施行、化学物質管理の強化は平成28年6月1日施行となります。ストレスチェックの義務化、化学物質管理の強化等につきましては、当委員会では当初から情報収集を行い、厚生労働省ご担当官の解説をいただき意見交換を実施するなど、会員各社の対応を促進して参りました。以下は、本法律、通達に関する参考資料です。企業担当ご関係者におかれてまは、今一度ご参考にして頂くとともにご対応いただければと存じます。

～安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)～

- 平成26年6月26日に労働安全衛生法の改正(ストレスチェックの義務化、化学物質管理の強化等)が改正
- 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書」平成26年12月厚生労働省公表

ご参考(厚生労働省HP)

■労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html>

(右図:参考1概要)

■労働安全衛生法の改正について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index.html

- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律について(平成26年6月25日付け基発0625第4号)
- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(心理的な負担の程度を把握するための検査等関係)(平成27年5月1日付け基発0501第3号)
- ・労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について(ストレスチェック関係)(平成27年5月1日付け基発0501第4号)
- ・労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)(平成27年8月3日付け基発0803第2号)
※通知中の別紙1誤り差替(平成27年8月11日掲載)
- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について(平成27年9月18日付け基発0918第3号)等

当委員会では、今後も事業場の安全確保に向けた対応として、事業場での作業安全、工程の安全確保、維持向上のための課題を検討し、会員企業への情報提供を行うとともに、各社の事例や課題の共有、及び課題解決への情報提供を行うこと、労働衛生に関わる対応として、各社の事例や課題の共有、課題解決への検討を行うことを主体的に実施してまいります。

また、会員企業における固有の課題に関する意見交換を通じて、会員他の企業方針をもとにした安全管理方法や、施策などの共有を図り、より効果的な安全対策が高進されることを目指し、当委員会における諸検討を深めるため、行政当局や他業界の識者による事例紹介を頂き意見交換の実施などの諸活動を進めてまいります。

【参考1:概要】

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設 【前回提出法案(※)から修正】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進 【前回提出法案(※)から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
【前回提出法案(※)と同様の内容】

施行期日: 公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 第179回国会にメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策などを内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出し、第181回国会で衆議院の解散により審議されず廃案となった。 1